

香芝市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第12号

香芝市消防団規則の一部を改正する規則

香芝市消防団規則（平成15年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「3年」を「、3年」に改め、同条第2項中「欠員が生じたため新たに任命する場合については、前項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず、欠員が生じたため新たに任命する場合については」に、「前任者」を「、前任者」に改める。

第8条第1項中「、副運転手」を「及び副運転手」に改め、同条第3項中「あたって」を「当たって」に改め、同項第1号中「道路交通法」の次に「（昭和35年法律第105号）」を加え、同項第4号中「上級の階級にある者」を「、上級の階級にあるもの」に、「あたる」を「当たる」に改める。

第9条の見出し中「消火及び水防等」を「消火、水防等」に改め、同条中「災害現場」を「災害の現場」に、「もと」を「下」に改める。

第10条中「災害現場」を「災害の現場」に改める。

第17条第3号を次のように改める。

(3) 設備資材台帳

別表第1に次のように加える。

広報指導分団	香芝市全域
--------	-------

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
本部	1	2			1	3	93
第1分団			1	1	1	6	
第2分団			1	1	1	6	
第3分団			1	1	1	6	
第4分団			1	1	1	6	
第5分団			1	1	1	6	
広報指導分団			1	1	1	2	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。